

一方、9月9日に東京電力より提出された「福島第一原子力発電所 東北地方太平洋沖地震に伴う原子炉施設への影響について」（以下「事故報告書」という。）では、非常用復水器（IC）が原子炉圧力高で自動起動し、その後、操作手順書で定める原子炉冷却材温度低下率 $5.5^{\circ}\text{C}/\text{h}$ を遵守できないと判断し、戻り配管隔離弁MO-3A及びMO-3Bを「閉」操作したうえで、A系1系列で圧力調整することとして手動操作を繰り返したものとしている。

1-① 手順書1においては当該箇所に「原子炉冷却材温度低下率 $5.5^{\circ}\text{C}/\text{h}$ 」との記載はないが、IC両系統の停止操作を行うにあたり、どの手順書のどの箇所で定められている事項が念頭にあったのか。

【回答】

保安規定（第37条）及び「事故時運転操作手順書（事象ベース）」の減圧操作の箇所に「原子炉冷却材温度変化率 $5.5^{\circ}\text{C}/\text{h}$ 以下」と記載されていることが念頭にあった。また、原子炉圧力を $6\sim 7\text{MPa}$ に調整することも念頭にあった。

なお、「原子炉冷却材温度変化率 $5.5^{\circ}\text{C}/\text{h}$ 以下」の運転上の制限は、今までの繰り返しの運転操作の訓練を通して、体に染みついている。

1-② 手順書1における原子炉圧力の維持範囲は下限値が「 $6.27\text{MPa}$ 」となっているが、MO-3A及びMO-3Bを「閉」操作するまでに原子炉圧力が約 $4.6\text{MPa}$ まで低下しており、その間、原子炉圧力の把握状況を含め、どのような認識でいたか。